

＜アルコールポリシー＞

【原則】

- 飲酒後、及び酒気帯び状態では業務に従事しないこと、自動車等を運転しないこと
- 業務や自動車等の運転が予定されている状況では飲酒しないこと、また人に勧めないこと
- 法令及び規則等を遵守すること
- 乗船中の従業員については管理会社が定めるアルコールポリシーを遵守すること

【酒席におけるルール】

- 常に商船三井グループの一員であることを自覚し、酒席では品格と節度を保つこと
- 限度を超えた酒量を飲まないこと、また人に飲ませないこと
- Private の酒席では本人の意思を尊重し、無理やり誘わないこと
- 飲酒に基づくトラブル、ハラスメント（セクハラ、パワハラ、アルハラ等）を起こさないこと
- ハラスメント行為を見つけた同席者は直ちに注意を促し、速やかに上長または相談窓口（社内：経営監査部、社外：[シティユーワ法律事務所](#)）等に報告すること

【参考】飲酒可否のガイドライン

- 午後に業務を控えている場合の昼食時の飲酒 → **不可**
- 夕食時に飲酒をした後に業務に戻る → **不可**（在宅勤務時も不可）
但し、予期せぬトラブル・緊急事態などやむを得ない場合は上長承認をもって可とする
- その他、就業時間（時間外を含む実稼働時間）における飲酒 → **不可**
- 前日の飲酒により翌朝になっても酒気帯び状態が続く場合 → **就業不可**
- 出張時など移動時間帯における飲酒 → **その後、業務の予定がなければ可**
- 会食等における飲酒 → **その後、業務の予定がなければ可**
- 金毘羅参り・式典等におけるお神酒など、ごく少量の儀礼的な飲酒 → **可**